

予定価格	104,470,000	(消費税抜き)
調査基準価格	93,470,000	(消費税抜き)
基準評価値	95.721	
(参考)上記予定価格に含まれる法定福利費概算額	3,604,215	(脚注参照)

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 大和川住之江地区堤防耐震化工事
2. 所属事務所 大和川河川事務所
3. 入札日時 令和3年6月11日 10時00分

執行員 官職 大和川河川事務所 経理課 契約係長  
氏名 牧野 多加史

立会員 官職 大和川河川事務所 上席専門職  
氏名 山本 律子

業者名	価格以外の 入札項目	基礎点+ 加算点等 (A)	第1回 入札価格 (B)	評価値 (A)/(B)	評価値≥ 基準評価値	第2回 入札価格 (C)	評価値 (A)/(C)	評価値≥ 基準評価値	備考	摘要
	評価 (技術提案に係る項目等)									
松下建設株式会社	—	—	無効							無効
株式会社山本土建	0.0	予定価格超過	105,000,000	予定価格超過	—					
日宝建設工業株式会社	—	—	無効							無効
株式会社豊国	—	—	無効							無効
矢野建設株式会社	—	—	無効							無効
株式会社五大コーポレーション	30.0	130.00	94,030,000	138.254	○					
大起建設株式会社	30.0	130.00	102,000,000	127.451	○					
株式会社シマ	30.0	130.00	95,340,000	136.354	○					
南海辰村建設株式会社	30.0	130.00	93,660,000	138.800	○					予決令第91条第2項適用 落札
株式会社前田組	—	—	無効							無効
国誉建設株式会社	—	—	無効							無効
井上工業株式会社	—	—	辞退							辞退
安積建設株式会社	—	—	辞退							辞退
大勝建設株式会社	—	—	辞退							辞退
大起工業株式会社	—	—	無効							無効

※評価値の表示については評価値に「100,000,000」を乗じている。

※上記入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額である。

※施工体制評価の為保留 令和3年6月21日落札決定

脚注：「(参考)上記予定価格に含まれる法定福利費概算額」は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。

予定価格	104,470,000	(消費税抜き)
調査基準価格	93,470,000	(消費税抜き)
基準評価値	95.721	
(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費概算額	3,604,215	(脚注参照)

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 大和川住之江地区堤防耐震化工事
2. 所属事務所 大和川河川事務所
3. 入札日時 令和3年6月11日 10時00分

執行員 官職 大和川河川事務所 経理課 契約係長  
氏名 牧野 多加史

立会員 官職 大和川河川事務所 上席専門職  
氏名 山本 律子

業者名	価格以外の入札項目		第1回入札価格(B)	評価値(A)/(B)	評価値≥基準評価値	第2回入札価格(C)	評価値(A)/(C)	評価値≥基準評価値	備考	摘要
	評価(技術提案に係る項目等)	基礎点+加算点等(A)								
ヤマト工業株式会社	0.0	予定価格超過	115,000,000	予定価格超過	—					
大容建設株式会社	—	—	辞退							辞退
九石工業株式会社	—	—	無効							無効
壺山建設株式会社	—	—	無効							無効
岸本建設株式会社	—	—	無効							無効

※評価値の表示については評価値に「100,000,000」を乗じている。

※上記入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額である。

※施工体制評価の為保留 令和3年6月21日落札決定

脚注：「(参考) 上記予定価格に含まれる法定福利費概算額」は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。



